

## ちばの木のおもちゃ貸出

- 千葉県では、県民が県産木材に触れる機会を広く提供し、県内の森林・木材に対する県民の理解を促進するため、令和3年度から、市町村・民間団体等を対象の県産木材を使用した遊具（ちばの木のおもちゃ）の貸出を始めています。
- 貸出料は無料です。
- 貸出対象行事（注意）
  - ・ 県内市町村及び千葉県の機関が開催する行事
  - ・ 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を得ることを主たる目的として開催するものでない行事
  - ・ 民間企業等が開催する行事のうち、千葉県産材やその木製品のPR効果が高いと判断される行事
  - ・ 上記以外で、千葉の魅力の発信に資する行事や県及び市町村と連携協力のもとに開催する行事等、県が公益的観点から適当と判断できる行事
- 貸出期間  
原則としてイベントの3日前からイベント終了後3日以内です。  
ただし、土・日、祝日、年末年始、お盆は除きます。
- 借受を希望する場合は、手続きが「貸出規則」に記載されていますので、確認のうえ「ちばの木のおもちゃ借受申請書」により申込みをお願いします。  
また、県の貸出要領についても確認願います。

[「ちばの木のおもちゃ貸出規則」 →→→→ PDF 版](#)

[★「ちばの木のおもちゃ借受申請書」 →→→→ WORD 版](#)

[★貸出申請リスト →→→→ PDF 版](#)

[「ちばの木のおもちゃ貸出要領」 →→→→ PDF 版](#)

[「ちばの木のおもちゃ一覧」 →→→→ PDF 版](#)

- 問合せ先 (一社) 千葉県木材振興協会  
電話 0475-53-2611  
Mail [mokusinky@gmail.com](mailto:mokusinky@gmail.com)

